

第二百三十五号議案

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百六十四号）の一部を次のように改正する。
第七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。